

# yfc 読売ファミリー・サークル

## 会員用ガイドブック

Vol.  
52



<https://yfc.yomiuri-johkai.co.jp/>

あなたの会員番号をご記入ください。

⚠ この「会員用ガイドブック」は一年間大切に保管してください。

ようこそ、

# yfc 読売ファミリー・サークルへ。

yfcに新規および継続ご入会をいただき、誠にありがとうございます。

この「会員用ガイドブック」はyfc特典の紹介、招・優待券の請求および応募方法、「yfc会員証」提示割引提携施設などを掲載しています。「会員用ガイドブック」は大切に保管していただき、有効にご活用ください。会員有効期限はご入会から1年間とし、会員証に印字されています。

なお14・15ページに「**読売ファミリー・サークル会員規則**」を記載していますので、必ずご一読ください。特典利用その他のお問い合わせご質問等はYFC事務局が承ります。お気軽にご連絡ください。

YFC事務局では、今後とも会員の皆様のニーズに応え、暮らしのお役に立つ魅力ある特典開発に努めてまいります。未永いご利用をお願い申し上げます。

## お問い合わせ

読売ファミリー・サークル事務局 ☎ 03-5212-1905

〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3

月曜日～金曜日 10:00～17:00  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は休業)

<https://yfc.yomiuri-johkai.co.jp/>



## 会員用ガイドブックINDEX

(金額の表示は2023年7月現在のものとなります)

- |                                |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 3 yfc会員証                       | 10 口座振替および住所・氏名変更時のお手続き       |
| 4 特典1～4 インデックスページ              | 11 継続入会のご案内                   |
| 6 特典1 招待券のご請求方法                | 12 YFC事務局から会員の皆様への<br>お願い Q&A |
| 8 特典2 yfcニュース<br>会員向けプレゼント応募方法 | 14 読売ファミリー・サークル会員規則           |

# yfc会員証

**yfc** 読売ファミリーサークル **会員証**

氏名

読売 太郎

会員番号

Y-123456-123456

有効期限(西暦/月)

2024 / 07

西暦・月



Ducky & Jr.



あなたのお名前です  
ご確認ください

有効期限は1年です

年会費 新規・継続共 1,430円(税込)

(金額の表示は2023年7月現在のものとなります)

# yfc 読売ファミリー・サークル

お得な特典が盛りだくさん

あなたの暮らしを楽しく豊かにをモットーに読売ファミリー・サークルは会員の皆様にさまざまな特典、サービスを提供しています。

特典1  
招待

## 年間12枚 招待券請求

yfc提携施設の招待券を年間12枚まで請求できます。  
毎月約10種類程度の招待券をご案内していますので、  
会員様ご自身で「yfcホームページ」でご確認の上、ご案内  
している招待券の中から選んでご請求ください。

ご請求できる招待券はご案内しているものに限りです。

提携施設すべてのご招待券を常時ご案内しているわけ  
ではございません。

遊園地、美術館など  
提携施設の  
招待券を年間12枚まで  
請求できます!!  
(継続会員は14枚まで)

詳しい請求方法は、6・7ページをご覧ください。

特典2  
招待

## yfcニュース 招待券応募(抽選)

新聞休刊日の前日までに読売新聞に折り込まれる「yfcニュース」(「新聞休刊日のお知らせ(年間12回発行予定)の裏面に掲載」)にタイムリーで魅力的なチケット情報が満載。

※地域によって折り込みされない場合もあります。

### 主な紙面内容

#### 1. 会員向けプレゼントに 応募(抽選)できます。

招待券など各プレゼントに毎号応募できます。特典1の「提携施設招待券12枚」とは別枠として、毎号応募するチャンスがあります。各プレゼントは抽選となります。

#### 2. yfcフェスティバルなど、 人気イベントを紹介

#### 3. yfc新規提携施設情報等のご案内



特典3  
招・優待

## yfcフェスティバル 招・優待

yfc提携レジャー施設で開催の「yfcフェスティバル」に、「会員証提示」でご家族5名様まで招・優待します。年間15回開催(予定)されますが、いずれの会場も一般の入場料は約1,000円～2,000円です。素敵な賞品が当たる抽選会や、お子様に人気のキャラクターショーなどが開催されます。詳しくは「yfcホームページ」でご覧いただけます。  
<https://yfc.yomiuri-johkai.co.jp/>

### 開催会場(予定)

- よみうりランド
- むさしの村
- 東京サマーランド
- 箱根園水族館
- 那須ハイランドパーク
- りんどう湖ファミリー牧場
- 日本サイクルスポーツセンター



特典4  
割引

会員証提示割引

「会員証提示」で、レジャー施設および首都圏の有名デパートで5%の割引をはじめ、読売・日本テレビ文化センター等のカルチャー教室、健康センターなどで会員割引が受けられます。詳しくはホームページでご確認ください。

特典

レジャー  
Leisure Privilege

遊園地、テーマパーク、フィールドアスレチック、美術館、博物館、展望台、動物園、水族館、サファリパーク、ボウリング場、スキー場、ゴルフ、テニス、レンタカー、温泉、サウナなどで割引が受けられます。



地区	施設名	大人		小人	
		一般料金	会員料金	一般料金	会員料金
東京	よみうりランド	1,800円	1,600円	1,000円	800円
神奈川	箱根園水族館	1,500円	1,200円	750円	600円
埼玉	むさしの村	1,200円	1,000円	650円	500円
	東武動物公園	1,900円	1,700円	900円	800円
千葉	仁右衛門島	1,350円	1,150円	950円	750円
栃木	那須ハイランドパーク	1,600円	1,300円	800円	500円
	那須どうぶつ王国	2,600円	2,500円	1,200円	1,100円
群馬	三日月村	660円	594円	330円	297円

※上記はyfc提携施設の一部です。都合により料金改定・提携中止になる場合があります。2023年7月現在の料金

特典

ショッピング  
Shopping Privilege

提携有名デパート(2社10店舗)で5%の会員割引が受けられます。

高島屋	横浜店	東武百貨店
日本橋店	大宮店	池袋店
新宿店	柏店	船橋店
玉川店	高崎店	
立川店		



デパート以外の提携店でも3~40%の会員割引が受けられます。時計、メガネ、宝石、生花、家具、スポーツ用品、ゴルフ用品、仏具など提携店で会員割引が受けられます。

特典

トラベル  
Travel Privilege

観光船、ホテル、温泉民宿、はとバスなどで会員割引が受けられます。



特典

ニューライフ  
New Life Privilege

読売・日本テレビ文化センターをはじめとする各種教室、スポーツクラブ、健康センター、レンタル衣装、プライダル、葬儀、車検、リフォーム、引越など会員割引が受けられます。



特典1

# 各種提携施設招待券が年間

**招待券情報のご確認** 会員様が請求できる招待券は、YFC事務局が**毎月の招待券案内日**に、

## 招待券のご請求方法

### 1 毎月25日からの招待券案内で確認!!



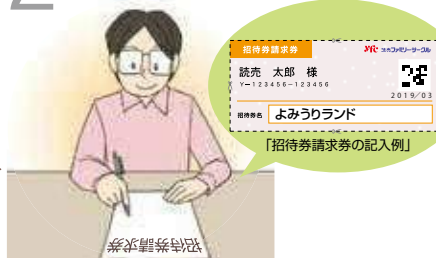
「yfcホームページ」でご案内している招待券が、その時点での請求可能招待券です。施設名および有効期限を確認

※案内日25日が土曜・日曜日、祝日の場合、翌平日に変わります。

### 「招待券請求券」が必要

「招待券請求券」は氏名・会員番号・有効期限・二次元コードが印字されており、会員専用の請求券です。

### 2 「招待券請求券」に必要事項を記入



「招待券請求券」の招待券名欄にご希望招待券名をご記入ください。招待券1枚につき「招待券請求券」1枚が必要です。

なお、招待券のご請求枚数は、毎月の案内更新日25日から翌月24日までの1か月間で1施設毎に規定枚数があります。

詳しくはyfcホームページの《招待券情報》にてご確認ください。

YFC事務局のご案内する招待券はシーズン、月、施設の事情などによって変わります。また、各種招待券は無制限にご用意しているわけではありません。「現在、請求可能な招待券」を毎月25日からの招待券案内日にyfcホームページでご案内しています。ただし、招待券の提供枚数に限りがありますので、ご請求多数の場合、案内日翌日から抽選を行い、発送させていただきます。まず招待券の有無、有効期限をご自身でご確認のうえ、お早めにご請求ください。

更新日  
各種招待券案内

### ●招待券案内(遊園地、映画、美術館、その他) = 毎月25日

※なお、上記更新日が土曜・日曜日、祝日の場合は、翌平日に変更になります。

年末の更新日も変更になります。yfcニュースおよびyfcホームページ、招待券請求時にお知らせします。

### ●招待券案内更新時間 = yfcホームページ (午前10時以降)

**yfcホームページ** <https://yfc.yomiuri-johkai.co.jp/ticket>

●招待券情報をご案内しています。最新の招待券情報をパソコン画面で確認することができます。

ご注意

- 各種招待券案内更新日は、「YFC事務局」および「yfcホームページ」が繋がりにくい場合があります。
- 招待券にはそれぞれ有効期限があります。ご自身が利用したい日と招待券の有効期限を必ずご確認のうえ、お早めにご請求ください。
- 「yfcホームページ」でご案内していない招待券は提供できません。

# 12枚まで請求できます。

※請求多数の場合は抽選になります。**お早めにご請求ください。**

**ご案内するものに限られます。提携施設すべての招待券を、常時ご案内しているわけではありません。**

※返信用郵便料金は2023年7月現在のものとなります。

## 3 「招待券請求券」と「返信用84円切手(返信用封筒不要)」を同封し、封書で事務局へ郵送

事務局への直接持参または、事務局ホストへの投函はご遠慮ください。  
封書の裏にはお客様の住所・氏名をご記入ください。



〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3  
「YFC事務局招待券」係

84円切手1枚でお送りできる招待券の枚数は6枚までです。7~12枚ご請求の場合、84円切手を2枚、13~14枚は84円切手3枚を同封してください。

## 4 ご案内後、第1便発送日(毎月変動にて招待券情報にて確認)より順次発送します。

※ご請求多数の場合は第1便発送前に抽選



土曜・日曜日・祝日、年末年始は休業となります。  
※至急の対応・会員様のご希望日までの発送等は致しかねます。

### ご注意

- 招待券のご請求枚数は、毎月の案内更新日25日から翌月24日までの1か月間で1施設毎の規定枚数以内とさせていただきます。※1。(案内日25日が土曜・日曜日・祝日の場合は、翌平日に変わります)
- 会員様負担でお送りいただく切手は、招待券の返送またはご請求多数でご要望に応じられなかった場合に「招待券請求券」をお返す際、その他不備でご返却する際の切手代として使わせていただきます。切手はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。なお、切手が不足している場合は、請求されたすべての「招待券請求券」をお戻しします。
- 請求方法に誤りがある場合、または下記に該当する場合は「招待券請求券」をお返しすることがあります。
  - 案内更新日の25日から翌月24日までの1か月間で1施設につき規定枚数以上のご請求があった場合。※1。
  - 「yfcホームページ」でご案内していない場合。●切手が不足している場合。
  - ご請求が多数で提供枚数が終了した場合、または抽選にもれてしまった場合。●「招待券請求券」1枚で複数枚請求された場合。
  - ご案内日以前の消印で請求された場合(ご案内を確認していないことと判断します)。
  - 招待券名が明記されていなかった場合。●会員有効期限が過ぎている場合。
- 招待券1枚につき「招待券請求券」1枚が必要です。大人・小人の区別はありません。
- 招待券の予約・キャンセル・変更・交換はできません。
- 「招待券請求券」は、各種請求券に印字している会員有効期限内(1年間)必着でお送りください。期限を過ぎたものは無効です。期限間近のご請求で請求多数により抽選にもれてしまう事も考えられますので、お早めのご利用をおすすめいたします。
- 招待券はご登録住所に発送しますので、住所変更がありましたら事務局へご連絡ください(ご登録以外の住所には送れません)。
- 「招待券請求券」は、他人に貸与、譲渡することはできません。また複写した「招待券請求券」は利用できません。
- ご請求の際は、会員様ごとにお送りください。他の会員様と併せてご請求いただいた場合、そのままご返却させていただきます。
- 請求・応募の際に同封していただいた切手が不足だった場合、希望された招待券と送っていただいた「招待券請求券」を発送することができません。次回の案内更新日までに速やかに不足分切手をお送りください。

※1.【規定枚数】について:規定枚数は施設ごとに異なります。詳しくはyfcホームページの《招待券情報》にてご確認ください。

## 特典2

# 会員「yfcニュース」会員向けプレゼントに 会報紙

- 「yfcニュース」 新聞休刊日の前日までに読売新聞（「新聞休刊日のお知らせ（年間12回発行、新聞休刊日のない月は除く）」の裏面に掲載）に折り込まれます。地域によって折り込みされない場合もあります。
- 「yfcホームページ」 「yfcニュース」は年間12回毎月掲載します。

## 「yfcニュース」会員向けプレゼントのご応募方法

### 1 会員向けプレゼントの情報を確認 「yfcニュース」・「yfcホームページ」 でプレゼント情報を確認



「郵便ハガキ」が必要

### 2 「郵便ハガキ」に必要事項を記入



#### ハガキ裏面記入例

[〒住所]  
〒123-4567  
神奈川県横浜市  
××××  
[会員氏名]  
読売 太郎  
[会員番号]  
Y-123456-123456  
[応募プレゼント名]  
相田みつを美術館

ハガキに〒住所、会員氏名、会員番号、応募されるプレゼント名を記入し、事務局にお送りください。ハガキ1枚につき1プレゼントの応募のみとします。1枚のハガキで複数のプレゼントに応募をされた場合はすべて無効となりますのでご注意ください。

## yfcニュースの主な紙面内容

### 1 会員向けプレゼントに毎号応募（抽選）できます！

各種イベント、美術展など、会員向けに招待券プレゼントを案内しています。会員はどなたでもご応募いただけます。各プレゼントは抽選となります。

### 2 「yfcフェスティバル」のご案内

会員証提示で、ご家族5名様まで招・優待で入場できる「yfcフェスティバル」を、年間15回開催（予定）しています。開催日時のお知らせと当日のイベント特典などを紹介します。

### 3 イベント情報のご案内

読売ゴルフ教室などをご案内しています。

### 4 新規提携先・提携解除施設などのお知らせ

yfc提携施設には招待券提供施設と会員証提示割引施設があります。新規提携先や提携解除先があった場合は、「yfcニュース」でお知らせします。



### 「yfcニュース」 会員向けプレゼント 更新日

- 会員向けプレゼント案内＝「yfcニュース」発行日の翌日  
なお、上記更新日が土曜・日曜日、祝日の場合は、翌平日にそれぞれ変更になります。
- 会員向けプレゼント案内更新時間＝yfcホームページ（午前10時以降）

yfcホームページ <https://yfc.yomiuri-johkai.co.jp/yfcnews>

- 紙面と同じ会員向けプレゼント情報をご案内しています。

# 毎号応募できます。(抽選)

紙面に掲載している会員向けプレゼント応募・優待販売・イベント企画などは、いずれも「年間12枚の招待券」請求とは別枠で、会員の方は毎号入手、応募するチャンスがあります。

## 3 「郵便ハガキ」で事務局に郵送

※複数のプレゼントにご応募の場合は、各プレゼントごとに別々のハガキでお申し込みください。



〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3  
yfcニュース△月号「〇〇〇〇」係  
※「〇〇〇〇」には応募プレゼント名をご記入ください。

## 4 抽選のうえ、当選者にプレゼントを発送



※各プレゼントは 応募締め切り日後に抽選します。  
当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

- 「yfcニュース」は首都圏の読売新聞をご購読の方に新聞折り込みでお届けいたしますが、地域によって折り込みされない場合もあります。
- 読売新聞をご購読でない方、折り込まない地域にお住まいの方で「yfcニュース」の送付をご希望の方は、メモ用紙にお客様の〒住所、氏名、会員番号、〇月号～〇月号までの□か月分希望を明記し、84円切手を必要枚数分(月数分)同封のうえ、YFC事務局「yfcニュース送付希望」係あてにお送りください。 ※返信用郵便代費用は2023年7月現在のものとなります。

### ご注意

- 1 応募はハガキ1枚で1プレゼント1口に限ります。1プレゼントに対しての2口以上の応募または応募方法が異なる場合は無効となります。
- 2 応募は、「郵便ハガキ」になります。
- 3 下記に該当する場合は抽選の対象外になります。
  - 1プレゼントへ複数口応募された場合
  - 1枚のハガキで複数のプレゼントに応募された場合
  - 応募方法または記入に不備がある場合
  - 封書または往復ハガキでお申し込みの場合
  - 応募締め切り日後に到着した場合
- 4 複数のプレゼントにご応募いただく場合は、各プレゼントごとに別々の郵便ハガキでお申し込みください。ハガキの裏面に必要事項(〒住所、会員氏名、会員番号、応募プレゼント名)をご記入ください。  
[あて先]〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3 yfcニュース△月号「〇〇〇〇」係  
※「〇〇〇〇」には応募プレゼント名をご記入ください。
- 5 会員向けプレゼントは抽選となります。応募締め切り日後に抽選を行い、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。電話による当落のご案内はいたしかねます。
- 6 毎号、応募締め切り日があります。応募締め切り日必着でお申し込みください。
- 7 当選のプレゼントは、登録(ハガキに記載の住所が同一である)住所に発送します。住所変更がありましたら事務局へご連絡ください(ご登録以外の住所には送れません)。
- 8 ご応募の際は、会員様ごとにお申し込みください。他の会員様と併せてご応募いただいた場合、無効とさせていただきます。
- 9 応募の際に「招待券請求券」をお送りいただいてもお戻しはいたしません。
- 10 ハガキに、ご案内以外のプレゼントの応募または招待券請求券の記載があった場合には、無効とさせていただきます。

# ● 便利な口座振替のご案内および住所・氏名変更手続きについて

**yfc年会費は 1,430円 (税込)** (金額の表示は2023年7月現在のものです。)

**便利な口座振替も利用できます。**

yfc継続入会の手続きの手間を省き、年1回自動的に口座振替できます。

- ◆ yfcは提携社の「株式会社オリエントコーポレーション」を通して年会費を口座振替しますので、会員の皆様は普段の口座をそのまま指定できます。※一部お取り扱いしていない金融機関・店舗があります。
- ◆ ご希望の方には、預金口座振替申込書をお送りします。
- ◆ お振替日は、会員有効期限の1か月前になります。
- ◆ お手続きは口座振替申込書をいただいてから約2か月後になりますので、お早めにYFC事務局へお申し込みください。
- ※ **口座名義人はyfcご登録者と同一**でお願いいたします。
- ※ yfc継続年会費の口座振替をご利用しているyfc会員の方は、各金融機関の統廃合でお取り扱い支店名・口座番号等が変更になった場合、YFC事務局へお知らせください。
- ※ 口座振替を中止される場合は、**有効期限の2か月前の末日までに** YFC事務局にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ… **読売ファミリー・サークル事務局**  
☎ 03-5212-1905

## 事務局への連絡カード

1. yfc会員証のみ再発行 (返送用として84円切手が必要)
2. 住所変更 (無料)
3. 氏名変更  
(無料。ただし、変更後の会員証再発行の場合は、84円切手が必要)  
※上記要件に○をおつけください。

会員番号を必ず記入。不明の場合は事務局へお問い合わせください。

会員番号	-	-
(フリガナ)		
氏名		
住所	〒	-
電話番号		

この連絡カードにご記入のうえ、事務局までお送りください。

キリトリ線

## 住所・氏名の変更およびyfc会員証再発行について

ご登録いただいている郵便番号・住所・氏名(フリガナ)に変更がある場合やyfc会員証の再発行の希望がありましたら、「事務局への連絡カード」に必要事項をご記入のうえ、YFC事務局へお送りください。なお、「会員証」のみ再発行する場合は、返送用として84円切手が必要ですので同封をお願いします。

※一式の場合●300円分の切手

※返信用郵便料金は2023年7月現在のものとなります。

# ● 継続入会のご案内

## ◎ 継続特典:継続入会時に「招待券請求券」2枚(年間14枚)プレゼント

yfc会員の有効期限は、入会時から1年間です。有効期限の前月末頃に、YFC事務局から継続のご案内(郵便局の「払込取扱票」)をお送りします。ご継続の方は年会費1,430円(税込)を有効期限の末日までに払い込みをお願いします。お振り込みから「yfc会員証」「招待券請求券」「yfc会員用ガイドブック」が届くまで、約4週間かかります。

なお、転居や送付の事故等でお手元に継続のご案内が届かない場合は、郵便局の「払込取扱票(下記参照)」に郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号・会員番号(通信欄に大きくはっきりと記入)を明記のうえ、下記の口座へ有効期限内に、継続年会費1,430円(税込)をお振り込みください。

継続期間内の新規申し込みはできません。そのまま継続入会扱いとなりますのでご了承ください。その際の返金は致しかねます。

- 口座番号 = 00170-9-581174
- 加入者名 = 読売ファミリーサークル継続入会係
- 通信欄 = ご自身の会員番号
- ご依頼人 = 郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号

※払込手数料は会員負担になります。

※転居された場合は、通信欄に「転居」と明記してください。継続手続きの際に住所変更いたします。ご家族内での登録者名変更等の場合も、同様にお知らせください。

郵便局「払込取扱票」記入例	口座番号	加入者名	継続年会費						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">払込取扱票</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">                 口座番号 001709 読売ファミリーサークル継続入会係             </td> <td style="width: 50%;">                 継続年会費 1430             </td> </tr> </table>			払込取扱票		口座番号 001709 読売ファミリーサークル継続入会係	継続年会費 1430		
払込取扱票									
口座番号 001709 読売ファミリーサークル継続入会係	継続年会費 1430								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">郵便振替払込請求書受領証</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">                 口座番号 001709 読売ファミリーサークル 継続入会係             </td> <td style="width: 50%;">                 継続年会費 1430             </td> </tr> <tr> <td colspan="2">                 お名前 依頼人 東京都千代田区 平河町2-13-3 読売 太郎 様             </td> </tr> </table>				郵便振替払込請求書受領証		口座番号 001709 読売ファミリーサークル 継続入会係	継続年会費 1430	お名前 依頼人 東京都千代田区 平河町2-13-3 読売 太郎 様	
郵便振替払込請求書受領証									
口座番号 001709 読売ファミリーサークル 継続入会係	継続年会費 1430								
お名前 依頼人 東京都千代田区 平河町2-13-3 読売 太郎 様									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">会員番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">Y-123456-123456</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                 トウキョウト千代田区平河町2-13-3                  〒102-8609                  東京都千代田区平河町2-13-3                  読売 太郎 ヨミクリタロウ                  (電話番号) 03-5212-1905             </td> </tr> </table>				会員番号		Y-123456-123456		トウキョウト千代田区平河町2-13-3 〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3 読売 太郎 ヨミクリタロウ (電話番号) 03-5212-1905	
会員番号									
Y-123456-123456									
トウキョウト千代田区平河町2-13-3 〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3 読売 太郎 ヨミクリタロウ (電話番号) 03-5212-1905									
郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号									

◆有効期限以降に手続きをされた場合は、新規入会扱いとさせていただきます。

お問い合わせ

読売ファミリー・サークル事務局

〒102-8609 東京都千代田区平河町2-13-3

☎ 03-5212-1905

月曜日～金曜日 10:00～17:00  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は休業)

## YFC事務局から会員の皆様へのお願い

特典利用に際しては、いくつかのルールがあります。ルールについては、14・15ページの「読売ファミリー・サークル会員規則」、招待券請求については6・7ページの「ご請求方法」、「yfcニュース」の応募については8・9ページの「会員向けプレゼントのご応募方法」を必ず確認してください。以下、お問い合わせの一例をご説明させていただきます。

### 「招待券」の請求について

**Q.** 希望の招待券は、いつでも請求できますか？

- A. 各施設の招待券を常に用意しているわけではありません。毎月変わりますので、必ずご請求する前に「yfcホームページ」でご案内する招待券の中から選んで、会員様ご自身でご請求ください。

**Q.** 同じ施設を何枚まで請求できますか？

- A. 毎月の案内更新日25日から翌月24日までの1か月間で、同じ施設での招待券ご請求枚数は、施設毎の規定枚数となります。詳しくは y f c ホームページの《招待券情報》にてご確認ください。

※毎月の案内日25日が土曜・日曜日・祝日の場合は、翌平日に変わります。

**Q.** 有効期限の最終月の「招待券請求」で抽選にもれてしまった。送った「招待券請求券」が使えないのはおかしい

- A. 会員有効期限がありますのでご了承ください。抽選の結果、招待券をお送りできない場合があります。期限間近のご請求で請求多数により抽選にもれてしまう事も考えられますので、お早めのご利用をおすすめします。

**Q.** どのような招待券が案内されるか年間の予定を教えてください

- A. 先のご案内はできません。ご案内は、招待券の発券元・施設側の都合（枚数、有効期限等）で決まりますので、予定がたちません。

**Q.** 招待券7枚（2施設～）を請求（84円切手1枚）したが、切手不足ということで「招待券請求券」が返却されてきた。切手1枚で返信できる招待券6枚を送ってこれても良いのでは…

- A. 7枚ご請求の場合は、84円切手が2枚必要です。なお、お客様がご請求された施設の優先順位が分かりませんので、全てご返却させていただきます。再度、ご請求の際はご案内を「yfcホームページ」でご確認の上、ご請求ください。

# I n f o r m a t i o n

## 「yfcニュース」会員向けプレゼントの応募について

**Q.**「yfcニュース」のプレゼントに何通も申し込むことはできますか？

- A.** 1プレゼントにつき1口の応募のみ(ハガキ1枚)とします。1プレゼントに対しての複数口の応募は無効となります。ただし、複数のプレゼントに1口ずつ(ハガキ1枚ずつ)で申し込むことは可能です。

## その他

**Q.**「招待券」請求および「yfcニュース」会員向けプレゼントの応募の際、返送先を登録の住所以外に送っていただけますか？

- A.** 会員管理および送付上のトラブルを防ぐため、登録以外の住所にお送りすることはできません。住所変更をされた場合、事務局へ連絡カード(10ページ参照)をお送りください。

**Q.** yfc会員証を紛失してしまったのですが…。

- A.** yfc会員証を再発行する場合、事務局へ連絡カード(10ページ参照)と返送用の84円切手を同封して、お送りください。

**Q.** 請求・応募の返送の際、郵送費として84円切手同封と書いてあるが、複数金種の切手でもよいのですか？

- A.** 複数枚数でも受付可能ですが、できるだけ84円切手1枚をお願いします。

**Q.** 「招待券請求」で請求したが、応募多数で抽選の結果、招・優待券がもらえなかった。この場合の返信用切手(会員負担)はどのように使われているのですか？

- A.** 招待券をお送りできなかった場合にご返却する「招待券請求券」をお送りする際の切手代として使わせていただきます。  
なお、切手のご返却はできませんのでご了承ください。

上記以外のご質問につきましては、事務局へお問い合わせください。

# 読売ファミリー・サークル会員規則

## 第1条(組織)

- 1.この会員規則は、株式会社読売情報開発(本社:東京都千代田区平河町二丁目13番3号)が運営する読売ファミリー・サークル(以下「本会」といいます)に入会した会員(以下「会員」といいます)に適用される規定について定めるものとします。
- 2.本会は、本会の本部として、読売ファミリー・サークル事務局(以下「事務局」といいます)を本社内に置きます。
- 3.本会は、会員の便宜を図るため、読売新聞販売店(以下「YC」といいます)を本会の支部(以下「各支部」といいます)とします。

## 第2条(目的)

- 1.本会は、会員に対する生活情報および特典(以下「会員サービス」といいます)の提供を主な目的として運営します。
- 2.各支部は、各支部が、または複数の支部が共同して、当該支部が担当する住所地の会員に対して独自の会員サービスを提供する場合があります。
- 3.会員は、この会員規則の内容を理解し、これに従うことに同意したものとみなされます。

## 第3条(入会登録および年会費)

- 1.本会は、同居するご家族の代表者お一人に入会(継続を含みます、以下「入会」には継続を含むものとします)登録をしていただき、同居するご家族全員で会員サービスをご利用いただけるものとします。なお、同居するご家族の方の重複入会はできません。
- 2.本会は、入会と同時に年会費1,430円(継続の場合の年会費も同額、消費税額を含む。※2023年7月現在の金額です)を所定の方法でお支払いいただきます。
- 3.年会費お支払いの際の振込手数料その他の費用は、会員の負担となります。
- 3.年会費は、その理由問わず、入会後、会期中で退会されても返金しません。
- 4.本会は、会員サービスとして特別な催事を行う場合がありますが、その際は会員から別途に参加費を申し受けることがあります。
- 5.会員サービスの提携施設招待券の請求、会報紙「yfcニュース」に掲載するプレゼント招・優待券の応募およびこれらの返信の際等に必要郵便代(郵便切手)費用は、会員の負担となります。

## 第4条(会員証およびyfc会員用ガイドブック)

- 1.本会は、入会者に会員証を発行し「yfc会員用ガイドブック」とともにお届けします。
- 2.会員資格の有効期限は入会から1年間とし、会員証に印字されます。
- 3.会員証は、同居するご家族以外の方に貸与することはできません。
- 4.会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに事務局にその旨を連絡するものとします。  
なお、会員は、会員証を再発行する場合は、その実費を負担するものとします。

## 第5条(登録情報の変更)

会員は、本会入会時に登録した氏名、住所、電話番号等の情報に変更があった場合は、速やかに事務局にその旨および変更後の内容を連絡するものとします。

## 第6条(提携施設における会員サービス利用、免責)

- 1.本会は、本会または提携先が会員サービスとして会員(会員と同居の家族その他会員とともに会員サービスの提供を受ける方を含む、以下本条から第11条において同様とします)に提供する情報の完全

性、正確性、有用性等、また会員サービスとして提供する商品、サービス、賞品等の内容、品質に関し、一切責任を負いません。

- 2.会員は、提携施設において会員サービスの提供を受ける場合は、提携先が定める会員サービスの利用条件その他の提携先から指示を遵守するものとします。
- 3.会員は、提携施設において会員サービスを受ける場合で、提携先と商品購入やその他のサービス利用などの契約を締結するときは、商品またはサービスの内容その他の取引条件等を十分に確認するとともに、当該契約が会員の提携先との間で成立することを認識するものとします。
- 4.会員は、提携施設において会員サービスの提供を受ける場合、および提携先と商品購入その他のサービス利用などの契約を締結した場合は、これらを会員自らの責任において行うものとし、本会は、これらを原因とした会員に損害(会員と第三者とのトラブルによる損害を含む)が生じたとしても、一切その責任を負いません。また、会員は、これらを原因として本会または第三者に損害が生じた場合は、自己の責任をもってこれを賠償するものとします。
- 5.本会は、天災地変、不測の事件事故等により提携施設が閉鎖し、休業し、もしくは営業時間を短縮した場合、または提携先が商品販売その他のサービス提供を取りやめた場合は、以下の各号の一または複数の措置を採ることがあり、会員は、これに同意するものとします。
  - ①既に会員に発行した提携施設の招・優待券、および割引券等を無効とする
  - ②有効期間内の提携施設の招・優待券の請求案内、招・優待券の請求・応募受付、招・優待券の発行等を中止する
  - ③提携施設および提携先での会員情報サービスの提供等を停止する
  - ④第1号から第3号の措置を採ることによる、以下の(ア)から(キ)までの対応を行わない
    - (ア)招・優待券および割引券の換金等
    - (イ)招待券および割引券の交換、代替券の発行等
    - (ウ)招・優待券および割引券の有効期限等の延長
    - (エ)招待券請求券(既に事務局に郵送済のものを含む)の換金、返還および代替券の発送等
    - (オ)招・優待券の請求・応募の際の郵送料金の返還等
    - (カ)提携先での代替サービス等の提供
    - (キ)会員資格の有効期限の延長または年会費の全部もしくは一部の返金等

## 第7条(会員情報の利用目的)

- 1.本会および各支部は、会員から本会入会時および会員サービス利用時等に提供された、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日等の個人情報(以下「会員情報」といいます)を以下の各号に掲げる範囲内で共同して利用するものとし、会員は、これに同意するものとします。

### 【本会の利用目的】

- ①会員証の作成並びに会員証、会員用yfcガイドブックおよび招待券等のお届け
- ②本会の各種情報、商品およびサービスのご案内
- ③本会の運営上必要な連絡事項等のご連絡
- ④招待券等の請求内容の確認等のご連絡
- ⑤本会の特典向上、新特典の開発等のための各種アンケートの実施および回答者への謝礼品のお届け
- ⑥本会が主催する催事等のご案内
- ⑦本会が主催・協賛する懸賞等のご案内、当選者の選定および

賞品等のお届け

- ⑧ 本会への継続入会および再入会等のご案内およびお勧め
- ⑨ Y C および読売新聞グループが取り扱う各種情報、商品およびサービスのご案内
- ⑩ 本会が会員に有益であると判断した各種情報、商品およびサービスのご案内

**【各支部の利用目的】**

- ① 各支部の特典向上、新特典の開発等のための各種アンケートの実施および回答者への謝礼品のお届け
  - ② 各支部が主催する催事等のご案内
  - ③ 本支部が主催・協賛する懸賞等のご案内、当選者の選定および賞品等のお届け
  - ④ 本会への継続入会および再入会等のご案内およびお勧め
  - ⑤ 各支部が取り扱う各種情報、商品およびサービスのご案内およびお勧め
  - ⑥ 各支部が会員に有益であると判断した各種情報、商品およびサービスのご案内
- 2 本会および各支部は、前項に掲げた場合以外でも、会員情報を取得・利用する場合があります、その際は、あらかじめ会員に利用目的等を明示し、その同意を得た上で行います。
- 3 本会および各支部は、本会の退会者の会員情報を以下の各号に掲げる範囲内で利用するために一定期間保有するものと、会員は、これに同意するものとします。

- ① 退会者からのお問い合わせへの対応
  - ② 退会者への再入会等のご案内およびお勧め
- 4 本会および各支部は、会員が提携施設において会員サービスを受けられる場合および提携先と商品購入その他のサービス利用等の契約を締結した場合に会員が提携先その他の第三者に提供した会員情報その他の会員の個人情報については、一切その責任を負いません。

**第8条(会員情報の委託)**

- 1 本会および各支部は、各支部その他の者に対して、前条第1項に掲げた利用目的に関する業務を委託することがあり、その際は、当該委託先に対して当該委託業務に必要な範囲内で会員情報を開示・提供することがあります。
- 2 本会および各支部は、前項の業務委託を行う場合は、当該委託先に対して会員情報を当該目的の範囲内で利用することおよび会員情報を厳重に管理することを義務付け、会員情報が第三者に開示・提供され、また漏えいすることがないように監督・指導するものとします。
- 3 本会は、会員(入会登録される方を含む。以下本項において同じ)がカード決済等による年会費の支払いを希望した場合で、本会がこれを承諾したときは、会員が指定するカード会社等に対して、決済の代行を委託し、当該カード会社等が必要とする範囲内の会員情報の取り扱いを委託します。

**第9条(会員情報の第三者提供)**

- 本会および各支部は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、第三者に対して会員情報を提供することがあり、会員は、これに同意するものとします。
- ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼさずおそれがあるとき

**第10条(営業行為の禁止)**

会員は、本会の会員サービスとして提供を受けた招・優待券および割引券をインターネットオークションへ出品する等、会員サービスに関し、営利を目的とする行為を行ってはなりません。

**第11条(退会および会員サービスの停止または制限)**

- 1 本会は、会員が本会の会員サービスを不正に使用(前条で禁止する行為を含む)、または虚偽の登録をする等の事務局が会員として不適当と認める行為があった場合は、事務局の判断に基づき当該会員を退会処分とし、または当該会員の会員サービスの提供を停止または制限することがあります。
- 2 本会は、前項の退会処分または会員サービスの提供の停止または制限を行った場合であっても、年会費の返金および有効期限の伸長は行いません。

**第12条(再入会等のお断り)**

- 1 本会は、前条第1項の規定に従い、退会処分とした会員から新たに入会登録の申し込みがあった場合、また、会員サービスの提供を停止または制限した会員からそれらの解除の申し出があった場合、本会の判断で、これをお断りします。
- 2 本会は、会員が自己の都合で退会した場合、本会の判断で、当該退会の日から1年間は新たな入会登録の申し込みをお断りします。

**第13条(問い合わせ等の窓口)**

- 1 本会は、以下の連絡先において、会員からの会員証紛失の連絡、登録情報の変更の連絡、会員サービス等に関するお問い合わせ、苦情および相談(以下総じて「問い合わせ等」といいます)を受け付けます。
- なお、会員は、問い合わせ等を電話、ファクシミリ、郵便またはホームページお問い合わせフォームにより行うものとします。
- 〒102-8609 東京都千代田区平河町二丁目13番3号  
読売ファミリー・サクル事務局  
TEL:03-5212-1905 FAX:03-5212-1166  
(受付:10:00~17:00、土日曜日、祝日、年末年始の休業日を除く)

- 2 本会は、前項の問い合わせ等の回答を電話、ファクシミリ、郵便またはメールにより行います。なお、回答の際に会員の本人確認をさせていただく場合がありますが、その際の確認も電話、ファクシミリ、郵便またはメールにより行います。
- 3 会員は、会員情報の開示、訂正、利用停止、消去または第三者提供の停止を請求(以下「各種請求」といいます)することができます。なお、会員は、事前に各種請求の方法を第1項の連絡先に電話、ファクシミリ、郵便またはホームページお問い合わせフォームより問い合わせ、その際に指定する方法に従って各種請求を行うものとします。なお、本会は、会員情報の誤りが明らかである等の合理的な理由がある場合は、当該会員からの各種請求がなくとも、当該会員情報を訂正することがあります。
- 4 本会は、各種請求の方法の回答を電話、ファクシミリ、郵便またはメールにより行います。また、各種請求に対する回答は、郵便にて行います。なお、各種請求に対する回答の際に会員の本人確認をさせていただく場合があります。
- 5 本会は、会員からの問い合わせ等、各種請求方法の問い合わせ、または各種請求の際に提供された会員情報を、会員への問い合わせ等、各種請求の問い合わせおよび各種請求の回答の為に利用するものとし、また、当該会員情報は、本会を運営する株式会社読売情報開発の個人情報相談窓口に開示する場合がありますが、会員は、これらに同意するものとします。

**第14条(会員サービス、会員規則の変更等)**

- 1 本会は、会員にご連絡、ご案内することなく会員サービスを変更、中断、停止、終了または追加することがあります。
- 2 本会は、会員にご連絡、ご案内することなく会員規則の一部を変更することがあります。但し、継続の場合の年会費に関しては、この限りではありません。
- 3 本会は、前2項の変更、中断、停止、終了または追加をした場合は、会員に対して相当と認める方法でご連絡、ご案内または公表するよう努めるものとします。

2022年9月1日改正